

名古屋市告示第 466号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年 9月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
矢場町薬局	名古屋市中区栄五丁目18番16号	令和 6年 8月 1日

2 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
介護老人保健施設シンセーロ	名古屋市中川区水里三丁目 231番地	平成21年 5月 1日

3 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
介護老人保健施設シンセ ーロ	名古屋市中川区水里三丁目 231番地	平成21年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課